株主各位

埼玉県川越市芳野台二丁目 8 番 59 ちふれホールディングス株式会社 代表取締役社長 片岡 方和

「臨時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

当社「臨時株主総会招集ご通知」の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類に一部誤りがありましたので、記載内容を訂正いたしました。訂正の内容は下記のとおりです。

なお、訂正箇所には下線を付して記載しております。

記

【訂正箇所】

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

2. 議案及び参考事項

3ページ

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役及び監査役の員数)	(取締役及び監査役の員数)
第20条(略)	第 20 条 (略)

(訂正後)

現 行 定 款	変更案
(取締役及び監査役の員数)	(<u>取締役</u> の員数)
第20条 (略)	第20条 (略)

4ページ

(訂正前)

現行定款	変 更 案
(取締役及び監査役の任期)	(取締役及び監査役の任期)
第22条 (略)	第22条 (略)

(訂正後)

現 行 定 款	変更案
(取締役及び監査役の任期)	(<u>取締役</u> の任期)
第22条 (略)	第22条 (略)

7ページ

(訂正前)

現行定款	変 更 案
【新設】	(剰余金の配当の基準日) 第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月 31日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月 30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の 配当をすることができる。
【新設】	(配当金の除斥期間) 第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払 開始の日から満3年を経過してもなお受 領されないときは、当会社はその支払の 義務を免れる。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
【新設】	(剰余金の配当の基準日)第35条当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。2.当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。3.前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
	(配当金の除斥期間) 第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払 開始の日から満 3 年を経過してもなお受 領されないときは、当会社はその支払の 義務を免れる。 ※ 下線を付していなかったため、付したものに 訂正

7ページ

(訂正前)

第2号議案 取締役6名選任の件

(訂正後)

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件